

特定事業所集中減算に関する Q & A  
(令和 5 年度前期以降の取扱)

①通所介護・地域密着型通所介護について、別々に取り扱うのですか。

答

本広域連合では、通所介護と地域密着型通所介護を分けずに取り扱います。  
(介護保険最新情報 Vol.553 及び介護保険最新情報 Vol.629 参照)

②サービス計画件数には、地域包括支援センターから委託された介護予防サービスを位置付けた件数を含みますか。

答

介護予防サービス計画は含みません。

③通所介護の計画件数には、認知症対応型通所介護は含みますか。

答

通所介護に認知症対応型通所介護は含みません。

④ 1 人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、どのように計算するのですか。

答

1 人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、法人ごとに 1 件ずつ計上します。

例えば、2 箇所の訪問介護事業所を位置付けた場合、事業所の法人が別であれば法人ごとに「1 件ずつ」カウントしますが、同じ法人内で複数事業所を位置付けた場合は、法人に「1 件」としてカウントします。

(複数事業所位置付けても、様式 1 の②「各サービスを位置付けた居宅サービス計画数」(分母)は「1」ですので御注意ください。)

⑤減算はどの利用者が対象となるのですか。

答

減算は、減算適用期間の全ての利用者に対する居宅介護支援費が対象となります。

⑥様式1には80%を超えるサービスのみ記載するのですか。それとも80%を超える超えないに関わらず、居宅サービス計画に位置づけたサービスはすべて記載するのですか。

答

80%を超える超えないに関わらず、居宅サービス計画に位置づけたサービスについて、すべて記載してください。

⑦判定期間中に事業を休止している居宅介護支援事業所について、特定事業所集中減算の判定対象となるのですか。

答

判定期間中に歴月で1月でも給付管理の実績があった場合は、判定の対象となります。これは判定期間中に新規の指定を受けた事業所も同様です。

⑧正当な理由として挙げられている居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域にそれぞれのサービスに係る事業所が5事業所未満というのは、いつ時点での事業所数となるのですか。

答

判定期間の初日で判断します。そのため、前期分については、3月1日時点、後期分については9月1日時点の事業所数で判断することとします。広域連合のホームページに、事業所の一覧を掲載しています。

⑨訪問介護において、通院等乗降介助のサービスを提供している事業者が地域に少ない場合、正当な理由があると認められますか。

答

居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に通院等乗降介助のサービスを提供している事業者が5事業所未満である場合、通院等乗降介助を位置付けた居宅サービス計画については、計算から除外してください。

なお、通院等乗降介助の事業所数については、広域連合ホームページに掲載しています。

(例)

訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数 : 100件…(A)

紹介率最高法人を位置付けた計画数 : 83件…(B)

通院等乗降介助を位置付けた居宅サービス計画数 : 20件…(C)

(C)を(A)と(B)それぞれから除くと

$(83 - 20) \div (100 - 20) = 78.7\%$ となるため、減算の対象とはなりません。

⑩ 正当な理由の範囲 4 の例として、「利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、(以下略)」とありますが、「質が高い」ものと考えられる例とは。

答

次のようなものが例として考えられます。

- ・ 訪問介護の「特定事業所加算」や通所介護の「サービス提供体制強化加算」等、サービスの質が向上するための体制整備を条件としている加算を届出ている。
- ・ 訪問介護において、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を行っている。
- ・ 通所介護において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置し、個別機能訓練加算を算定している。
- ・ 福祉用具貸与において、他社と同一品目、同程度のサービスにもかかわらず低廉な価格で提供している。
- ・ 特定の医療行為を必要とする利用者を受け入れることが可能な事業所であり、かつ当該医療行為を利用者が希望し、医療行為が行われている実績が認められる。

なお、ここでいう「質が高い」とは、該当する利用者にとっての質の高さであり、単に事業所の体制のみをもって質が高いと判断するものではありません。

例えば、該当する利用者が喀痰吸引を必要としていない場合に、「喀痰吸引に対応できる訪問介護員が在籍している」ことを理由として記載したとしても、正当な理由として認めることはできません。

また、利用者の希望のみをもって正当な理由とすることはできません。

⑪ 正当な理由の範囲 4 「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」の計算方法はどのようになりますか。

答

地域ケア会議等において、支援内容について意見・助言を受けている居宅サービス計画については、計算から除外してください。

(例)

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数  | : 102件…(A) |
| 紹介率最高法人を位置付けた計画数     | : 82件…(B)  |
| 意見・助言を受けている居宅サービス計画数 | : 18件…(C)  |

(C)を(A)と(B)それぞれから除くと

$(82 - 18) \div (102 - 18) = 76.1\%$ となるため、減算の対象とはなりません。